

証券コード 6663
(発送日) 2023年2月24日
(電子提供措置開始日) 2023年2月21日

株 主 各 位

和歌山県和歌山市有本661番地
太 洋 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 細 江 美 則

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6663/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「太洋工業」又は「コード」に当社証券コード「6663」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、新型コロナウイルス感染症の状況やご自身の体調をご勘案の上、当日のご来場を慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月16日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月17日（金曜日）午前10時
2. 場 所 和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ル・グラン
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第62期（2021年12月21日から2022年12月20日まで）
事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期（2021年12月21日から2022年12月20日まで）
計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役2名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - (3) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から次に掲げる事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染防止策に関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染防止への対応につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 極力書面にて事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
2. ご来場の株主様には、受付にて検温及びアルコール消毒へのご協力をお願いいたします。また、発熱のある方や体調不良と見受けられる方につきましては、ご入場をお断りする場合がございます。
3. 会場内でのマスクの着用をお願いいたします。
4. 今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.taiyo-xelcom.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(2021年12月21日から
2022年12月20日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、ウクライナ情勢の長期化による原材料やエネルギー価格の上昇に加えて、世界的な金融引締めや円安の急速な進行等への懸念はあるものの、ウィズコロナが進展する中で、政府や自治体による各種政策の効果もあり、景気に緩やかな持ち直しの動きがみられました。

当社グループが属する電子基板業界は、データセンター投資やハイエンド品のスマートフォン需要に加えて、5G、EV及び自動運転等の成長分野においても需要が引き続き高水準で推移いたしました。また、メーカー各社では、半導体パッケージ基板をはじめとした高機能製品に向けて生産設備等の増強が図られる等、設備投資は依然として堅調に推移いたしました。

このような経済環境の下、電子基板事業及び鏡面研磨機事業において販売は増加したものの、テストシステム事業及び産機システム事業において販売が減少したことから、売上高は減少いたしました。

これらの結果、連結売上高は3,625百万円（前年同期比7.5%減）と、前連結会計年度に比べ292百万円の減収となりました。

損益については、電子基板事業及び鏡面研磨機事業において売上高が増加したことに伴う影響はあったものの、テストシステム事業において売上高が減少したことに伴う影響により営業損失27百万円（前年同期は121百万円の営業利益）、雇用調整助成金等の助成金収入を営業外収益に計上したことにより経常利益45百万円（前年同期比82.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益39百万円（同83.5%減）となりました。

セグメントごとの売上状況は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

事業区分	第 61 期 (2021年12月期)		第 62 期 (2022年12月期)		前年同期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
電子基板事業	千円 2,471,008	% 63.1	千円 2,663,613	% 73.5	千円 192,605	% 7.8
テストシステム事業	857,245	21.9	395,498	10.9	△461,746	△53.9
鏡面研磨機事業	235,018	6.0	317,977	8.8	82,958	35.3
産機システム事業	354,668	9.0	248,428	6.8	△106,240	△30.0
合計	3,917,940	100.0	3,625,517	100.0	△292,423	△7.5

<電子基板事業>

巣ごもり需要が落ち着く中、民生品のFPC試作案件は、研究開発が一服したことに伴い減少したものの、産業用インクジェットプリンタ等の産業機器及び医療機器向けの社内量産案件の受注増により販売が増加したことから、売上高は増加いたしました。

その結果、売上高2,663百万円（前年同期比7.8%増）となりました。

<テストシステム事業>

国内外の電子基板メーカー各社が生産活動の停滞に伴い設備投資を抑制しており、通電検査機及び外観検査機の販売が減少したことから、売上高は減少いたしました。

その結果、売上高395百万円（前年同期比53.9%減）となりました。

<鏡面研磨機事業>

リチウムイオン電池用等のフィルム加工向け及び金属圧延加工向けの大型研磨機や、グラビア印刷加工向けの研磨機に加えて、砥石等の研磨に使用する消耗品の販売が増加したことから、売上高は増加いたしました。

その結果、売上高317百万円（前年同期比35.3%増）となりました。

<産機システム事業>

鋼板表面検査装置及び不採算案件の産業用ロボット等の販売はできたものの、製造ラインにおける大型設備案件の販売があった前年同期の反動減により、売上高は減少いたしました。

その結果、売上高248百万円（前年同期比30.0%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は165百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

電子基板事業 当社本社工場 A O I の更新

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

電子基板事業 当社本社工場 全自動銅めっきラインの更新

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において増資や社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 59 期 (2019年12月期)	第 60 期 (2020年12月期)	第 61 期 (2021年12月期)	第 62 期 (2022年12月期)
売 上 高(千円)	3,896,341	3,175,189	3,917,940	3,625,517
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△87,848	△314,244	253,646	45,710
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に(千円) 帰属する当期純損失 (△)	△213,563	△630,016	241,185	39,764
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△36.38	△106.83	40.84	6.70
総 資 産 (千円)	5,073,685	4,428,391	4,832,959	4,794,236
純 資 産 (千円)	3,068,899	2,401,860	2,617,654	2,667,125
1株当たり純資産額 (円)	515.50	400.69	438.04	443.77

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有していないため、該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ミラック	20,000千円	100.0%	鏡面研磨機の製造
TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD.	2,000千円	49.0%	当社が製造する製品の販売及びサービス・サポート
太友（上海）貿易有限公司	50,000千円	100.0%	当社が製造する製品の販売及びサービス・サポート

(注) 当社は、2021年12月21日付でマイクロエンジニアリング株式会社を吸収合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

世界的な物価高や国際情勢の緊張感の高まり、海外経済の減速懸念から、取り巻く経営環境は不透明さを増しております。このような状況の中で、当社グループの当面の課題である営業利益を安定的に確保するために、以下の課題に対する諸施策を講じることで、事業の強化を図ってまいります。

① 安定的な収益の確保

コア事業である電子基板事業においては、カメラ及びディスプレイメーカーへの依存度が高かったことから、医療機器及び産業機器等の成長分野におけるシェア拡大により小中ロット量産案件の受注を伸ばすとともに、材料メーカーより高速通信端末向けの新素材を用いたF P C 試作案件の受注を獲得する等、事業領域を着実に広げております。加えて、量産品の受注による工場稼働率の向上と、高難度品の受注による付加価値販売の双方を推進することが安定的な収益の確保に繋がるものと考えており、量産品と高難度試作品の生産に対応できる当社の強みをさらに推進し差別化を図ってまいります。

当社グループが取り扱う各種検査機の製品群については、米中対立や新型コロナウイルス感染症等の外的要因による国内外の設備投資需要に長期的な影響を受けることが課題であります。このため、テストシステム事業においては、半導体パッケージ基板及びパワー半導体関連の旺盛な需要に応える検査装置を市場投入することで、事業領域の拡大と安定的な収益の確保に努めてまいります。

② 品質管理体制の強化

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、自動車・医療・通信分野を筆頭に、さらなる市場の発展が見込まれる中、価格競争力、高品質及び安定した供給体制が求められており、その中でも、製品への信頼性は、顧客との関係の構築・維持において最優先される課題であると認識しております。5G、EV及び自動運転等の成長分野においては、高密度多層基板等の高機能化が進む中で、高品質製品を安定して供給できるよう、製造工程自動化の推進やDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による業務プロセスの改革、協力会社との関係強化により、品質管理体制の一層の強化に努めてまいります。

③ 持続的成長に向けたESG経営の推進

当社グループの事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献することが企業責務であると認識しており、そのためには、売上総利益率、ROA（総資産経常利益率）及びROE（自己資本当期純利益率）等の経営指標を意識し企業価値を向上させていくことはもとより、SDGs及びESGの各分野における社会的課題に取り組んでいく必要があります。GHG（温室効果ガス）削減等、環境影響を最小にする取り組みとともに、当社グループの持続的成長に向けた経営基盤の確立においては、特に従業員エンゲージメントを向上させ、協働の効果を最大限に発揮させることが重要であると考えており、健康経営の推進、ダイバーシティ&インクルージョンの実現、多様な働き方の支援等に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月20日現在)

当社グループは、電子基板、基板検査機、鏡面研磨機並びに産業機械等の製造及び販売を主たる業務としております。

セグメント別の主要製品は次のとおりであります。

事業区分	主要製品
電子基板事業	FPC、エレクトロフォーミング加工品
テストシステム事業	通電検査機、外観検査機
鏡面研磨機事業	円筒鏡面研磨機
産機システム事業	産業機械、視覚検査装置、画像処理装置

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年12月20日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社 工 場	和歌山県和歌山市
東 京 事 業 所	東京都千代田区
九 州 事 業 所	大分県国東市

② 子会社の主要な事業所

株 式 会 社 ミ ラ ッ ク	和歌山県和歌山市
TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
太 友 (上 海) 貿 易 有 限 公 司	中華人民共和国上海市

(注) 2021年12月21日付でマイクロエンジニアリング株式会社を吸収合併したことに伴い当社の大阪事業所となりましたが、当該事業所は2022年9月30日付で閉鎖し、営業機能を本社工場へ移設いたしました。

(7) 使用人の状況（2022年12月20日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子基板事業	131名	(減) 1名
テストシステム事業	49名	(減) 1名
鏡面研磨機事業	18名	(減) 1名
産機システム事業	12名	(減) 6名
全社（共通）	24名	(減) 2名
合計	234名	(減) 11名

(注) 1. 上記使用人数は、就業人員数（嘱託を含む。）を表示しており、使用人兼務取締役、当社グループから当社グループ外への出向者及びパートタイマーを含んでおりません。

2. 当連結会計年度よりセグメントの区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメントの区分に組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
202名	(減) 4名	44.7歳	17.8年

(注) 1. 上記使用人数は、就業人員数（嘱託を含む。）を表示しており、使用人兼務取締役、当社から社外への出向者及びパートタイマーを含んでおりません。

2. 平均年齢及び平均勤続年数は、就業人員より嘱託を除いて算出しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月20日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	219,300千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	162,486千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	114,358千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	113,858千円
株 式 会 社 南 都 銀 行	106,045千円
株 式 会 社 京 都 銀 行	47,551千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	43,481千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	5,725千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年9月10日開催の取締役会において、2021年12月21日を合併期日（効力発生日）として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であるマイクロエンジニアリング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2021年12月21日付で合併いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年12月20日現在）

① 発行可能株式総数 23,280,000株

② 発行済株式の総数 5,951,600株

(注) 2022年4月5日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、発行済株式の総数は41,500株増加しております。

③ 株主数 2,738名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社細江ホールディングス	1,600,000株	26.91%
細江美則	520,720株	8.76%
細江正大	480,000株	8.07%
紀陽興産株式会社	290,000株	4.88%
太洋工業従業員持株会	191,424株	3.22%
株式会社紀陽銀行	190,000株	3.20%
小川由晃	144,500株	2.43%
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	69,000株	1.16%
堀井勝人	67,900株	1.14%
楽天証券株式会社	57,800株	0.97%

(注) 持株比率は自己株式（6,226株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く。）	41,500株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容については、「2. 会社の現況 (3) 会社役員の場合 ② 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年12月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	細 江 美 則	TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. 取締役
取 締 役	清 原 旭	執行役員製造本部長 株式会社ミラック取締役
取 締 役	田 中 清 孝	執行役員営業本部長兼営業部長 TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役
取 締 役	水 谷 浩	執行役員管理本部長兼経理部長 株式会社ミラック監査役
取 締 役	上 西 令 子	
常 勤 監 査 役	崎 前 和 夫	
監 査 役	和 中 修 二	和中会計事務所所長 株式会社リヒトラブ社外監査役 日本エレクトロニクスシステムズ株式会社 社外監査役 デュプロ精工株式会社社外監査役
監 査 役	中 川 利 彦	パークアベニュー法律事務所所長 竹島鉄工建設株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役上西令子氏は、会社法に定める社外取締役であります。なお、当社は取締役上西令子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役全員は、会社法に定める社外監査役であります。なお、当社は監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役和中修二氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役の担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

- (1) 代表取締役社長細江美則氏は、当社がマイクロエンジニアリング株式会社を吸収合併したことに伴い、2021年12月21日付で同社の取締役を退任、2022年3月17日付で株式会社ミラックの取締役を退任いたしました。
 - (2) 取締役清原旭氏は、2022年3月21日付で執行役員製造本部長兼電子デバイス部長から執行役員製造本部長となりました。
 - (3) 取締役田中清孝氏は、2022年1月21日付で執行役員営業本部長から執行役員営業本部長兼営業部長に就任、2022年3月17日付で株式会社ミラックの取締役を退任いたしました。
 - (4) 取締役水谷浩氏は、当社がマイクロエンジニアリング株式会社を吸収合併したことに伴い、2021年12月21日付で同社の取締役を退任いたしました。
5. 当事業年度末日後の取締役の担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。
- ・ 取締役水谷浩氏は、2022年12月21日付で執行役員管理本部長兼経理部長から執行役員管理本部長となりました。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、社外取締役の意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、株主総会決議の報酬総額の限度額の範囲内において、固定報酬としての基本報酬及び職務手当並びに株式報酬を支払うこととする。また、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬額は、月例の固定報酬とし役位別の報酬レンジを設けた基本報酬及び役位別の職務手当と、役位別の基本報酬をもとに中期的な企業価値増大に向けて職責を負うこと及び前事業年度の業績・経営環境等を勘案した上で加減される部分により構成されており、個人ごとの報酬額については、「役員報酬規程」に基づき、社長が総務担当役員等と役位別の評価を協議した上で報酬案を立案し、取締役会に上程し決定することとする。

c. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬制度は導入しないものとする。

非金銭報酬等は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるために譲渡制限付株式とし、「譲渡制限付株式割当てのための金銭報酬債権給付規程」に基づき、基本報酬及び役位別倍率により算出された額を基準に、原則、事前交付型として取締役選任時に譲渡制限付株式を割り当てるものとする。

d. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上記 b. 及び上記 c. の方針に基づき、決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬 9 に対し非金銭報酬等 1 とする。

e. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

非金銭報酬等として譲渡制限付株式の割り当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中に、法令違反行為を行った場合や、譲渡制限付株式割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、譲渡制限付株式の全部又は一部を、当然に無償で取得する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額 (千 円)	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 (千 円)			対 象 と な る 役 員 の 員 数 (名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 等 報 酬	非 金 銭 等 報 酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	35,464 (2,400)	28,266 (2,400)	— (—)	7,197 (—)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	10,841 (10,841)	10,841 (10,841)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	46,305 (13,241)	39,108 (13,241)	— (—)	7,197 (—)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与含む。)19,169千円は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、割当ての際の条件等は、「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ② 取締役及び監査役の報酬等 イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 会社の現況 (1) 株式の状況 ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しており、非金銭報酬等の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2004年3月18日開催の第43期定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(うち、社外取締役は0名)であります。また別枠で、取締役(社外取締役を除く。)について2018年3月16日開催の第57期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額40百万円以内(ただし、100,000株を上限とする。)とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は、3名(うち、支給対象者は3名)であります。
4. 監査役報酬限度額は、2007年3月15日開催の第46期定時株主総会において年額30百万円以内とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち、社外監査役は3名)であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役和中修二氏は、和中会計事務所の所長並びに株式会社リヒトラブ、日本エレクトロニクスシステムズ株式会社及びデュプロ精工株式会社社の社外監査役であります。当社と当該兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ・ 監査役中川利彦氏は、パークアベニュー法律事務所の所長及び竹島鉄工建設株式会社の社外取締役であります。当社と当該兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	上西令子	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。長年にわたる地方行政に携わった幅広い知識や豊富な経験を有しており、男女共同参画や人権啓発といった観点からも、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的な意見・提言等を適宜行っております。また、コンプライアンス委員会の委員を務め、客観的・中立的立場で当社のコンプライアンス向上における監督機能を担っております。
監査役	崎前和夫	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。長年にわたる金融機関での実務経験や豊富な知見を有しており、幅広い見識に基づいた様々な観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的な意見・提言等を適宜行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っているほか、コンプライアンス委員会の委員を務め、当社のコンプライアンス体制の強化に必要な発言を行っております。
監査役	和中修二	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的な知識に基づき、取締役会及び監査役会において、特に、財務・会計の観点からの積極的な意見・提言等を適宜行っております。
監査役	中川利彦	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門的な知識に基づき、取締役会及び監査役会において、特に、法律や法令遵守の観点からの積極的な意見・提言等を適宜行っております。また、コンプライアンス委員会の委員を務め、当社のコンプライアンス体制の強化に必要な発言を行っております。

ハ、責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役及び監査役であり、全体の保険料のうち約8%（株主代表訴訟に関する保険料部分）を当社の取締役及び監査役が負担し、残額を当社にて負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2022年3月17日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社の連結子会社のうち、TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. 及び太友（上海）貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の会計事務所の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年12月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,731,381	流 動 負 債	892,091
現金及び預金	1,515,348	支払手形及び買掛金	129,555
受取手形及び売掛金	669,420	短期借入金	353,245
有価証券	10,000	未払法人税等	8,270
商品及び製品	88,946	製品保証引当金	320
仕掛品	239,071	その他	400,700
原材料及び貯蔵品	118,434	固 定 負 債	1,235,019
その他	90,604	長期借入金	459,559
貸倒引当金	△444	長期未払金	99,451
固 定 資 産	2,062,855	役員退職慰労引当金	164,370
有 形 固 定 資 産	1,403,883	退職給付に係る負債	502,391
建物及び構築物	312,056	資産除去債務	9,246
機械装置及び運搬具	142,549	負 債 合 計	2,127,110
土地	906,987	純 資 産 の 部	
その他	42,290	株 主 資 本	2,554,931
無 形 固 定 資 産	61,755	資本金	815,198
その他	61,755	資本剰余金	938,498
投 資 其 他 の 資 産	597,216	利益剰余金	801,351
投資有価証券	384,331	自己株式	△116
保険積立金	122,870	その他の包括利益累計額	83,447
繰延税金資産	37,253	その他有価証券評価差額金	43,023
その他	57,072	為替換算調整勘定	40,424
貸倒引当金	△4,312	非支配株主持分	28,746
資 産 合 計	4,794,236	純 資 産 合 計	2,667,125
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,794,236

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年12月21日から
2022年12月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,625,517
売上原価		2,583,747
売上総利益		1,041,770
販売費及び一般管理費		1,069,554
営業損失		27,783
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,786	
助成金収入	40,224	
作業くず売却益	17,983	
その他の	20,187	88,183
営業外費用		
支払利息	9,690	
債権売却損	3,797	
その他の	1,200	14,688
経常利益		45,710
特別利益		
投資有価証券売却益	958	
補助金収入	5,000	5,958
特別損失		
固定資産除却損	149	
減損損失	3,831	
固定資産圧縮損	5,000	8,981
税金等調整前当期純利益		42,687
法人税、住民税及び事業税	8,179	
法人税等調整額	1,354	9,534
当期純利益		33,153
非支配株主に帰属する当期純損失		6,610
親会社株主に帰属する当期純利益		39,764

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年12月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,458,160	流 動 負 債	921,461
現金及び預金	1,259,559	買掛金	159,797
受取手形	86,049	短期借入金	84,000
売掛金	599,927	関係会社短期借入金	30,000
有価証券	10,000	1年内返済予定の長期借入金	269,245
商品及び製品	65,516	未払金	122,112
仕掛品	185,456	未払費用	106,411
原材料及び貯蔵品	106,809	未払法人税等	5,677
前渡金	95,447	契約負債	100,719
前払費用	19,379	預り金	37,990
その他	30,477	製品保証引当金	320
貸倒引当金	△462	その他	5,187
固 定 資 産	2,241,509	固 定 負 債	1,212,139
有 形 固 定 資 産	1,322,131	長期借入金	459,559
建物	302,636	長期未払金	99,451
構築物	7,673	退職給付引当金	479,510
機械及び装置	135,499	役員退職慰労引当金	164,370
車両運搬具	0	資産除去債務	9,246
工具、器具及び備品	22,102	負 債 合 計	2,133,600
土地	835,067	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	19,151	株 主 資 本	2,523,045
無 形 固 定 資 産	61,555	資本金	815,198
ソフトウェア	7,791	資本剰余金	938,498
電話加入権	1,365	資本準備金	938,498
ソフトウェア仮勘定	52,398	利 益 剰 余 金	769,465
投 資 其 他 の 資 産	857,822	利益準備金	10,412
投資有価証券	384,331	その他利益剰余金	759,052
関係会社株式	53,616	繰越利益剰余金	759,052
出資	290	自 己 株 式	△116
関係会社長期貸付金	230,000	評価・換算差額等	43,023
保険積立金	122,870	その他有価証券評価差額金	43,023
破産更生債権等	4,312	純 資 産 合 計	2,566,069
長期前払費用	2,513	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,699,669
繰延税金資産	35,207		
その他	38,992		
貸倒引当金	△14,312		
資 産 合 計	4,699,669		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年12月21日から
2022年12月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,279,997
売 上 原 価		2,350,428
売 上 総 利 益		929,569
販売費及び一般管理費		955,427
営 業 損 失		25,858
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	11,964	
助成金収入	33,393	
作業くず売却益	17,701	
その他	24,125	87,184
営 業 外 費 用		
支払利息	9,945	
債権売却損	3,797	
その他	1,200	14,943
経 常 利 益		46,382
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	958	
補助金収入	5,000	
抱合せ株式消滅差益	2,174	8,132
特 別 損 失		
固定資産除却損	149	
減 損 損 失	3,831	
固定資産圧縮損	5,000	8,981
税 引 前 当 期 純 利 益		45,533
法人税、住民税及び事業税	5,361	
法人税等調整額	556	5,917
当 期 純 利 益		39,616

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月9日

太洋工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	児玉秀康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴田直子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太洋工業株式会社の2021年12月21日から2022年12月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太洋工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月9日

太洋工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉秀康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田直子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太洋工業株式会社の2021年12月21日から2022年12月20日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年12月21日から2022年12月20日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月14日

大洋工業株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 崎 前 和 夫 ㊟

監 査 役（社外監査役） 和 中 修 二 ㊟

監 査 役（社外監査役） 中 川 利 彦 ㊟

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策のひとつとして位置づけていることから、安定的配当の継続を基本に、内部留保の充実や配当性向等を勘案しつつ、収益状況に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。当社グループの当連結会計年度の業績は事業報告に記載のとおり売上高は減収、親会社株主に帰属する当期純利益は減益となり、依然として当社グループを取り巻く市場環境は厳しい状況にあります。このような時期におきましても株主の皆様の日頃のご支援とご期待にお応えし、積極的に利益還元を行うべく、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は17,836,122円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月20日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、1960年12月2日に設立され、対米輸出用の捺染用ロール彫刻及びめっき加工を行うことに特化することにより捺染彫刻の会社との競合を避け、太平洋をまたいで事業を行う意味合いから、「太洋工業株式会社」と名づけ、エレクトロニクス業界へと事業領域の変革を行ってまいりました。今般、エレクトロニクスメーカーとして、新たなグローバル市場における成長ステージへの移行を見据え、当社のブランド力の強化を図るとともに、今後のさらなる事業拡大と一層の企業価値向上を目指すことを目的として、「太洋工業株式会社」から新商号「太洋テクノレックス株式会社」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2023年12月21日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、 <u>太洋工業株式会社</u> と称し、英文では <u>TAIYO INDUSTRIAL CO., LTD.</u> と表示する。	第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、 <u>太洋テクノレックス株式会社</u> と称し、英文では <u>TAIYO TECHNOLEX CO., LTD.</u> と表示する。
附則 【 新 設 】	附則 <u>(商号変更に関する経過措置)</u> <u>定款第1条（商号）の変更は、2023年12月21日にその効力を生じるものとする。なお、本附則本条は、定款第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u>

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役崎前和夫及び中川利彦の両氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	さきまえ かずお 崎前和夫 (1949年4月20日生) 【再任】 【社外監査役】	1973年4月 日興証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)入社 1996年9月 同社青森支店長 2001年3月 同社和歌山支店長 2005年3月 同社リスク管理部兼人事部副部長 2011年3月 当社常勤・社外監査役(現任) (取締役会及び監査役会出席状況) 取締役会20回/20回(出席率100.0%) 監査役会12回/12回(出席率100.0%)	7,800株
【社外監査役候補者とした理由】 崎前和夫氏は、長年にわたる金融機関での実務経験や豊富な知見を有していることに加えて、2011年より当社の常勤監査役を務め、当社グループの事業内容に精通していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上述の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	なかがわ としひこ 中川利彦 (1956年5月14日生) 【再任】 【社外監査役】	1982年4月 和歌山弁護士会登録(現任) 1987年4月 中川利彦法律事務所(現パークアベニュー法律事務所)開設 所長(現任) 2018年3月 竹島鉄工建設株式会社社外取締役(現任) 2019年3月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) パークアベニュー法律事務所所長 竹島鉄工建設株式会社社外取締役 (取締役会及び監査役会出席状況) 取締役会20回/20回(出席率100.0%) 監査役会12回/12回(出席率100.0%)	2,700株
【社外監査役候補者とした理由】 中川利彦氏は、弁護士としての高度な知識及び経験を活かし、企業法務に関して専門的見地から助言・提言をいただいております。社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上述の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者全員は、社外監査役候補者であります。
3. 崎前和夫及び中川利彦の両氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって崎前和夫氏が12年、中川利彦氏が4年となります。
4. 当社は、崎前和夫及び中川利彦の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状態 (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。各候補者が監査役に就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

- ・ 取締役・監査役に期待する専門性と経験（スキルマトリックス）

本総会において第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成並びに各人に特に期待するスキルマトリックスは以下のとおりであります。なお、各自が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

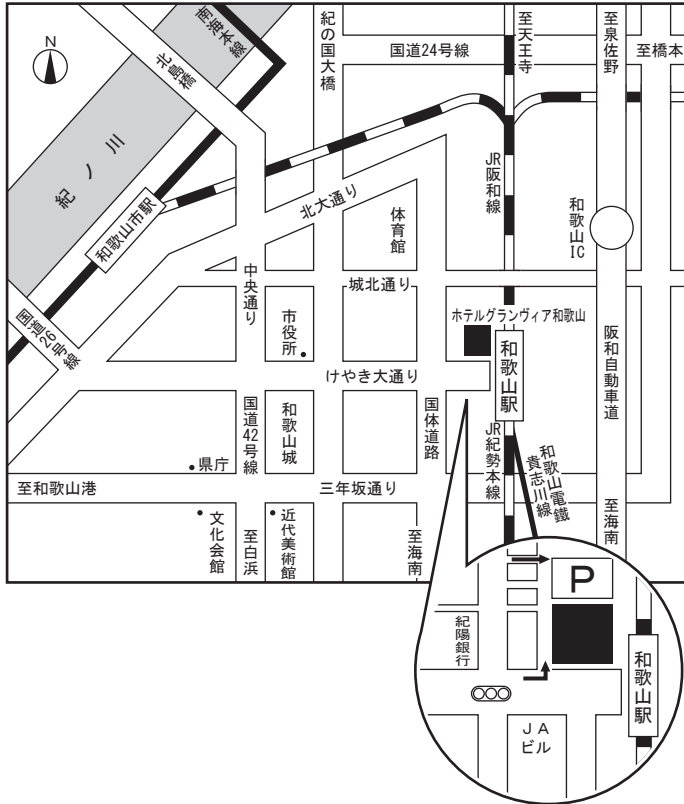
氏名	属性	企業経営・ 経営戦略	営業・ 事業戦略	法務・リ スクマネ ジメント	人事労務 ・ 人材開発	財務 ・ 会計	製造・研 究開発・ IT	ESG ・ SDGs
細江美則	代表取締役 社長	○	○					○
清原 旭	取締役	○	○	○			○	○
田中清孝	取締役	○	○	○				○
水谷 浩	取締役	○		○	○	○		○
上西令子	社外取締役			○	○			○
崎前和夫	常勤監査役 社外監査役	○			○			○
和中修二	社外監査役			○		○		○
中川利彦	社外監査役			○	○			○

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ル・グラン
TEL 073-425-3333 (代表)

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



- 交通
- JR 「和歌山駅」より徒歩1分
 - 南海 「和歌山市駅」より車で約15分
 - 「関西国際空港」より車で約50分
リムジンバス (空港⇄和歌山駅)